

聴覚障害者情報提供施設の概要

○ 聴覚障害者情報提供施設は、専ら聴覚障害者が利用する字幕(手話)入りの録画物の製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等に係る事業を行っており、その運営に要する費用を国が負担している。

事業内容、設置基準等

設置数	54施設（令和6年4月1日時点） ※うち公立40ヶ所、私立14ヶ所
事業内容	・ 無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物など聴覚障害者が利用するものを製作する。 ・ 手話通訳等を行う者の養成・派遣、聴覚障害者に対する情報機器の貸出、聴覚障害に関する相談等を行う。
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	・ 貸出利用室、試写室、情報機器利用室、製作室、発送室、相談室、研修室兼会議室、事務室の他、試写等に必要な機械器具等
人員基準	・ 施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員
費用負担	・ 身体障害者保護費負担金により、国1／2を負担。 ・ 令和5年度予算額 20.3億円（点字図書館分も含む）

※設置数は身体障害者保護費負担金における交付対象施設数